

農業委員会定例会 4月

1. 開催日時 令和6年4月19日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室1

3. 欠席委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第4号 農業経営改善計画認定の審査について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、1番委員、2番委員をお願いします。 それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[]在住の[]所有の [] 畑 506 m² について []の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する 計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	この畑は、[]の宅地と畑に挟まれていまして、ちょうど真ん中にあります。[]の方で、その土地の、農地の草刈等の管理をしております。土地が真ん中であって、ちょっと空いている状態にもなっておりますので、いいんじゃないかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[]在住の[]所有の [] 畑 1,331 m² について []の[]が譲り受けるための申請となっております。

■■■■■は、令和元年1月に設立された法人であり、本町では初めて農地を取得することになりますので、まず農地を所有できる法人かどうかご確認いただきたいと思います。

本日配布している資料1と資料2を使いますのでお手元をお願いします。

まず、資料1をご覧ください。

農地を所有できる法人については、「農地所有適格法人」といいます。

農地を所有できる農地所有適格法人の要件については、資料にあるとおり、大きく4つの要件があります。

まず、1つ目が法人形態で株式会社(株式非公開会社に限る)及び持分会社、農事組合法人となっています。

2つ目として、売上高の過半が農業であることです。また、農産物の販売・加工等も農業の売上高に含まれます。

3つ目が構成員・議決権要件で株式会社の場合は、株主についての要件となります。資料の右側の要件をご覧ください。農業関係者(農業の常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等)が株式の総議決権の1/2を超えることが必要です。その裏を返すと、農業関係者以外でも1/2未満であれば株主になることができるようになっていきます。

最後に、役員要件として、役員の過半は、農業の常時従事者であること(畑での農作業以外に農業者の労務管理や販売、加工等の農業に関係する作業ものも含まれる。)、さらに役員または、重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事することとなっています。

このことを踏まえて■■■■■の要件を確認します。

資料2をご覧ください。

まず、法人の形態は、■■■■■は■■■■■の形態であり問題ありません。

次に、事業要件の売上高の過半が農業であることについては、■■■■■の事業は全て農業であり問題ありません。

次に構成員要件ですが、■■■■■の株主の総議決権数は、■■■■■で、このうち農業関係者は、■■■■■となっており、総議決権の■■■■■が農業関係者であることから問題ありません。

最後に役員要件ですが、■■■■■の役員は、■■■■■で、全員が農業に常時従事する構成員であること、また、4名ともに農作業に規定日数(60日)以上従事することから問題ありません。

以上のことから、[REDACTED]は農地所有適格法人の要件を満たしているものかと思います。

議長 ただいま、事務局から農地所有適格法人の要件について説明がありました。何か意見等がありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようですので[REDACTED]は農地所有適格法人の要件を満たしているものとします。
引き続き、議案第1号の2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 引き続き議案の説明をします。申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 ここはですねガラス温室があります。以前栽培しておりましたのは[REDACTED]で、お亡くなりになったんですけれども、生前から[REDACTED]の方に、どうかというような話はされておったようでございます。
こっちの方は、ここにありますように[REDACTED]んのなんですけれども、[REDACTED]の方からもいろいろ相談がありました。先ほど説明がありましたように、条件の方は、クリアしていますし、問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようですので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3 番は、[] 在住の []、[] 在住の [] 所有の

[] 畑 8.09 m²

[] 畑 87 m²

[] 畑 120 m²

[] 畑 152 m²

[] 畑 621 m²

[] 畑 252 m²

[] 畑 257 m²

の計 7 筆 1,497.09 m²について

[] の [] が共有持分を譲り受け、申請地では [] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2 番委員

[] と会ったんですけれども、畑のうち2枚は家の近くで、他5枚はもう山の中で荒れております。今回 [] [] にするということで問題ないと思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、12番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【12番委員退席】

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	4 番は、 在住の 所有の 雑種地（現況：畑） 132 m² について の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	 でして、こちらにもおりますし、問題ないと思いますが、この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 【1 2 番委員着席】
議長	1 2 番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1 番は、 在住の 所有の 宅地（現況：畑） 214.42 m²について の が、 するための転用申請となっております。 は、現在、 で暮らしていますが、地元である小豆島にも頻繁に帰ってきておりますが、小豆島で最後暮らしたいとのことで、本申請地に自己住宅を建築することとしています。 計画地の選定にあたっては、実家が近くにあり、道路に面している本申請地を最適地をして選定したようです。 転用に係る造成については、3方を0.5m程度のコンクリート擁壁を設置し、花崗土等で0.5m程度の盛土を行う計画になっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも西側河川に排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に

問題となるものではなく、事業計画変更の審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2 番委員 ここはうちの隣で、[REDACTED] は3ヶ月ぐらい、しょっちゅう帰って墓参りとか畑とかしています。今回[REDACTED] で、両サイドにも家があるんですけど、この際、近く畑を譲渡してもらって、20メートルぐらいしか離れてないんですけど、どうか認めてあげてもらったらと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED] 在住の[REDACTED] 所有の
[REDACTED] 畑 221 m²
[REDACTED] 畑 424 m²
の計2筆 645 m²
同じく、[REDACTED] 在住の[REDACTED] 所有の
[REDACTED] 畑 134 m² について
[REDACTED] の[REDACTED]
[REDACTED] が、[REDACTED] するための転用申請となっています。
転用に係る造成については、擁壁の設置や切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透及び既設水路に排水する計画となっています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと

判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5 番委員

今事務局の方から、説明会だったんですけども、最初は3年前にも、ここで[REDACTED]と話が上がったんですけども、その時は[REDACTED]がありまして、保留になっておったところですよ。

ただ数ヶ月前に[REDACTED]と思うんですけども、そこでもう[REDACTED]が今着手して動いておる状況で、地元としてももうやむなしというような感じになってしまっているんで、今回申請が上がってきたと、いうことでございます。ただやっぱりその問題があったらいかんということで、[REDACTED]というふうに聞いてますので、特に問題ないのかなと思います。

事務局

補足として、5番委員がおっしゃった通りなんですけども、[REDACTED]をしてやってたんですけども、一部が急傾斜になってたというところで、代替地として、同じ所有者さんがいるところをしたということでございます。

3年前に既に[REDACTED]を受けていたみたいですので、当然それはいついつまでに設置してくださいと、期限があるという話なので、事業者としても、急いで代替地を探していて、説明あった通り、[REDACTED]が取れてるということで申請があったという形でございます。

議長

[REDACTED]ということですね。

事務局

そうです。

議長

今の価格だとなかなか儲けはできませんね。
この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり

とします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 310 m²

2番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 63 m²

[] 畑 204 m²

の計2筆267 m²について

[]の[]が、新たに借り受けるものです。

申請地では、[]を栽培する計画で、期間は1番が10年間の賃貸借、2番が5年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員

1番の方につきましては、この前、近くを購入したところの下側になります。少し木が植わってますが、それは抜いて構わないということです。それから、2番の方、[]が島外に出られたために、[]が植わってるんですけども、それを今後[]の方が管理されるということで、あと続いてやるということでお聞きしております。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、[]在住の[]所有の

	田 978 m² について の が、新たに借り受けるものです。 申請地では、を栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	これはですね、昔のガラス田の中にあります、この中にある、アングルハウスなんです。そこに が を栽培しとったんですけど、 が詳しいかもわかりませんが、そこをここにある 、ちょっと僕も詳しくわからなかったんですけど、 に関係あるらしいんですけど、そこがですね今後 に面積拡大したいということのようです。 ということなんですけど、適切でないかなとは思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。
3 番委員	も農地を広げすぎて、手に負えないということで、今回任せるようです。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4 番は、在住の 所有の 田 504 m² について の が、引き続き借り受けるものです。 申請地では、を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。

ます。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 これも継続ということでもう何年かずっと[]が栽培しているところでありまして、[]はもともと[]ですけれども、もう外にでておられて、長年たっております。結構なことだと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、[]在住の[]所有の
[]畑 95 m² について
[]の[]が、新たに借り受けるものです。
申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 []とお会いしまして、狭いけどやるとのことです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、6番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。 【6番委員退席】
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	6番は、[]在住の[]所有の [] 畑 502 m² について []の[]が、引き続き借り受けるものです。 申請地では、[]を栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	継続ですので問題ないかと思いますが、この件について、何か意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 【6番委員着席】
議長	6番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	7番は、[]在住の[]所有の [] 畑 1,256 m² について

	■■■■の■■■が、引き続き借り受けるものです。 申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6 番委員	ちょっと畑見に行ったんですけど、■■■ってなってるんですけど、小さな■■■が植わってました。その地主さんにちゃんとそれ了承等やったらいいのかなと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	8番は、■■■在住の■■■所有の ■■■田 339 m² について ■■■の■■■が、新たに借り受けるものです。 申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
7 番委員	既に■■■が綺麗に耕耘しているので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 9番は、[redacted]在住の[redacted]所有の
[redacted] 田 680 m²
[redacted] 畑 378 m²
の計2筆1,058 m²について
[redacted]の[redacted]が、引き続き借り受けるものです。
申請地では、[redacted]を栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 継続ということで問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 10番は、[redacted]在住の[redacted]所有の
[redacted] 田 667 m²
[redacted] 田 343 m²

田 72 m²

の計3筆1,082 m²について

の が、引き続き借り受けるものです。

申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 継続で、既に も植わっています。綺麗に栽培しておりますので問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の11番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 11番は、 在住の 所有の

田 433 m²

田 474 m²

の計2筆907 m²について

の が、引き続き借り受けるものです。

申請地では、 を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9 番委員	継続で、もうトラクターで耕しているので問題ないと思います。。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 1 2 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1 2 番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の [REDACTED] 田 410 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] に貸し付けるものです。 申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は 10 年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3 番委員	[REDACTED] は [REDACTED] に住んでいますが、元々 [REDACTED] の人で、今回の場所も [REDACTED] の場所にあります。そこが綺麗になるということで問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。 続いて、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 1 3 番について

て、事務局から説明をお願いします。

事務局

1 3 番は、[] 在住の [] 所有の

[] 960 m² について

(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [] の [] に貸し付けるものです。申請地では、[] を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6 番委員

現場見てきましたが、木が何本かありましたが、すぐに畑になりそうなので問題ないと思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。

続いて、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 1 4 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1 4 番は、[] 在住の [] 所有の

[] 田 1,540 m² について

(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [] の [] に貸し付けるものです。申請地では、[] を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
7 番委員	ここの土地は以前は■■■■を作っていたんですが、高齢で辞められるとのことで、■■■■が借りることとなりました。■■■■を作ると聞いております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の15番から18番について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理にお預けして退席させていただきます。職務代理よろしくお願いします。 【議長退席】
職務代理	議長の案件の審議となりますので一時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。 それでは、本件について、一括して事務局から説明をお願いします
事務局	15番は、■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■ 田 402 m² ■■■■■ 畑 801 m² の計2筆1,203 m²について 16番は、■■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■ 山林（現況：畑） 277 m² ■■■■■ 田 2,322 m² ■■■■■ 田 180 m² ■■■■■ 田 177 m² の計4筆2,956 m²について 17番は、■■■■■の■■■■■所有の ■■■■■ 畑 848 m²

	山林（現況：畑） 63 m² 田 523 m² 山林（現況：畑） 481 m² 田 308 m² 山林（現況：畑） 889 m²
	の計6筆3,112 m²について 18番は、 在住の 所有の 畑 676 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間はすべて10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
職務代理	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
7番委員	15番については、所有者の が借りているような感じでしたが、今回 が借りるということで既に整地もしております。 16番と17番については、 が出た分を畑として利用しております。綺麗に を植えております。
事務局	18番については、議長の地元案件なので私が説明します。場所的には警察の横の道を上っていたところですが、今回機構を通じて借り直すということで問題ないと思います。
職務代理	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
職務代理	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【議長着席】

職務代理

議長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
議長の方を秋長会長にお返しします。

議長

続いて、議案第4号（農業経営改善計画認定の審査）の1番について、1
2番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【12番委員退席】

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、[]の[]の農業経営改善計画認定の
申請となっております。[]は5回目の更新となります
本計画作成にあたっては、普及センターの指導を受け作成したものとなっ
ています。
それでは、計画について説明します。[]は、[]を栽培しており
ます。
経営改善の方向の概要としては、農業資金の借入れをし、規模拡大を目指
すとのことです。
目標所得は[]、目標労働時間は[]となっています。現在
は、[]を[]で[]生産していますが、5年後は[]で[]を
生産する計画となっています。
生産方式の合理化については、隣接する土地を利用し、生産用ハウスを拡
大するとともに、農薬散布及び経費の削減、育苗技術の向上による生産量
の拡大を目指します。
経営管理の合理化については、現在、パソコンの農業簿記ソフトを活用し
て、経営管理をしています。今後は管理データの分析をして経営改善に
努めます。
農業従事者の態様については、休日を確保するために、計画に沿った作業
を実施し、作業形態の改善を目指します。
以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

協議する。

議長

協議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。

【12番委員着席】

議長

12番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
続いて、議案第4号（農業経営改善計画認定の審査）の2番について、事務局から説明をお願いします。

2番は、[]の[]の農業経営改善計画認定の申請となっております。[]は2回目の更新となります
本計画作成にあたっては、普及センターの指導を受け作成したのとなっています。

それでは、計画について説明します。[]は、[]を栽培しております。

経営改善の方向の概要としては、みどりのチェックシートへの取組みを徐々に取り組むとのこと。

目標所得は[]、目標労働時間は[]となっています。現在は、[]を[]で[]生産していますが、5年後は[]aで[]を生産する計画となっています。

生産方式の合理化については、管理作業の方法を見直し、作業時間10%減少するとともに天敵農法を徹底し、防除作業時間を削除します。

また、ミツバチの導入を見直し、導入回数の減少を図るとともに、害虫発生管理の方法を見直し害虫発生を抑えることなどに取り組みます。

経営管理の合理化については、ソリマチシステムを活用し、経営分析の充実を図ります。また、パソコンを利用し、イチゴの販売管理をOA化により作業時間の10%削減を目指します。

農業従事者の態様については、家族経営安定の見直しを図り、実態に合った内容とします。また、作業計画表の充実と実践できる体制づくりを構築します。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長 ■■■■で2回目ということで■■■■からだと何年くらいですかね。

12番委員 もう20年くらいになると思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 協議する。

議長 協議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。
続いて、議案第4号（農業経営改善計画認定の審査）の追加議案について、事務局から説明をお願いします。

追加議案は、■■■■の■■■■の農業経営改善計画認定の申請となっております。■■■■は3回目の更新となります。

本計画作成にあたっては、普及センターの指導を受け作成したものとなっております。

それでは、計画について説明します。■■■■は、■■■■と■■■■を栽培しております。

経営改善の方向の概要としては、■■■■などの生産と加工事業を軌道に乗せるとともに、従来のネット通販に新しく始めた直売所での販売取り扱い量を増加させます。

目標所得は■■■■、目標労働時間は■■■■となっています。現在、■■■■で■■■■、■■■■で■■■■生産していますが、5年後は、■■■■で■■■■、■■■■で■■■■を生産する計画となっております。

生産方式の合理化については、引続き有機農業を推進し、現状1～10a前後の小規模畑地を分散して管理していますが、新しい畑及び現在の畑に統廃合し、圃場を集約化することで■■■■生産効率の増加を図ります。また、■■■■を原料にした化粧品原料の生産と製造の外部委託により売上の増加を目指します。

経営管理の合理化については、現在はパソコンのエクセルや経理ソフトで経営状況を管理していますが、今後は経営分析を実施し、その結果をもと

に、農業制度資金や補助事業を活用して、施設・機械等に大規模な投資をすることで経営管理の合理化を目指します。

農業従事者の態様については、休日取得をルール化し繁忙期には臨時職員を雇用することで、年間労働時間2,500時間の目標を達成する。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 協議する。

議長 協議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。

今日は、令和6年度、最初の定例会でございますけれども、委員の皆様、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

非常に体調崩しやすいんですが、体にきをつけていただきますことを申し上げて閉会とさせていただきたいと思います。

閉 会 午後2時25分

議 長 会長

議事録署名人 1 番

議事録署名人 2 番

